

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。二社の評価点が同点となった場合については、重視する評価項目の得点が高いものを優先とする。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「International Symposium on Green Transformation Initiative and Innovative Zero-Carbon Energy Systems, GXI-ZES 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための専門性・技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有していること。

2 事業内容に関する評価

- ⑤ 仕様書に示す内容を全て満たし、本事業の目的を達成できるような提案内容になっていること。
- ⑥ 提案内容実現のための計画が具体的に設定され、その実現性・妥当性があること。
- ⑦ 提案内容に対して、コスト削減の努力が示されていること。
- ⑧ 見積金額について、事業内容及び本国際シンポジウムの開催目的を理解して経費が積算されていること。

3 その他加点に関する評価

- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

1 評価項目1及び2に係る評価基準

以下の3段階により評価を行う。

優れている=5点 普通=3点 劣っている=0点

2 評価項目3に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

(以下の配点は、「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」の最高点の合計が50点だった場合の配点例)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定

(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等

- ・プラチナえるぼし(※1)=2.5点
- ・えるぼし3段階目(※2)=2点
- ・えるぼし2段階目(※2)=1.5点
- ・えるぼし1段階目(※2)=1点
- ・行動計画(※3)=0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定

(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業)

- ・プラチナくるみん(※4)=2.5点
- ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)(※5)=1.5点
- ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※6)=1.5点

・トライくるみん(※7)=1.5点

・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※8)=1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定=2点

○上記に該当する認定等を有しない=0点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※4 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定

※5 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

※6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※8 の認定を除く。）

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

3 最低点数の設定

本審査において、24 点に満たない課題提案は採択案件とできない。

4 その他

評価項目 1 及び 2 において、評価が 0 点となる項目があった場合は、本学の基準に満たないとみなし、契約交渉対象としないものとする。